○標準貨物自動車運送約款（昭和三十年運輸省告示第五百七十五号）

改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　通則（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込及び引受（第六条―第十七条）
　第三節　運賃、料金等（第十八条―第二十三条）
　第四節　貨物の受渡及び引渡し（第二十四条―第二十六条）
　第五節　運送の中止、変更及び解除（第二十七条―第三十一条）
　第六節　損害賠償（第三十二条・第三十三条）
　第七節　雑則（第三十四条）
第三章　貨物利用運送契約（第三十五条―第四十条）
第四章　雑則（第四十一条）

第一章　総則

（適用の範囲）

第一条　当社が、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、自己の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、特別積合せ貨物運送をします。

4　当社は、貨物自動車利用運送を行います。

（用語の意義）

第二条　当社の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　当社は、前項の運送約款による事項について、法令又は一般の慣習によります。

第二章　運送契約

第一節　通則

（事業の種類）

第三条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、自己の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、特別積合せ貨物運送をします。

4　当社は、貨物自動車利用運送を行います。

（利用運送）

第四条　当社の運送する貨物について、他の一般貨物自動車運送事業者が運送するときは、当社は、利用運送をします。

2　当社は、前項の運送をするときは、あらかじめ、荷送人の承諾を得なければなりません。

（運送の引受）

第五条　当社は、貨物の運送の申込があったときは、この約款の定めるところにより、引き受けます。

2　当社は、前項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

3　当社は、前項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

4　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

5　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

6　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

7　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

8　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

9　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

10　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

11　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

12　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

13　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

14　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

15　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

16　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

17　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

18　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

19　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

20　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

21　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

22　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。

23　当社は、第二項の貨物の運送の申込があったときは、運送上の支障がある場合又は法令の規定により運送することができない貨物であるときは、その運送を引き受けません。